

都城市 介護予防・日常生活支援総合事業概要

健康部介護保険課

介護予防・日常生活支援総合事業導入の背景

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の概要

趣旨

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。

※要支援者等……掃除や買い物などの生活行為(IADL)の一部が難しくなっているが、排泄、食事摂取などの身の回りの生活行為(ADL)は自立している人が多い。

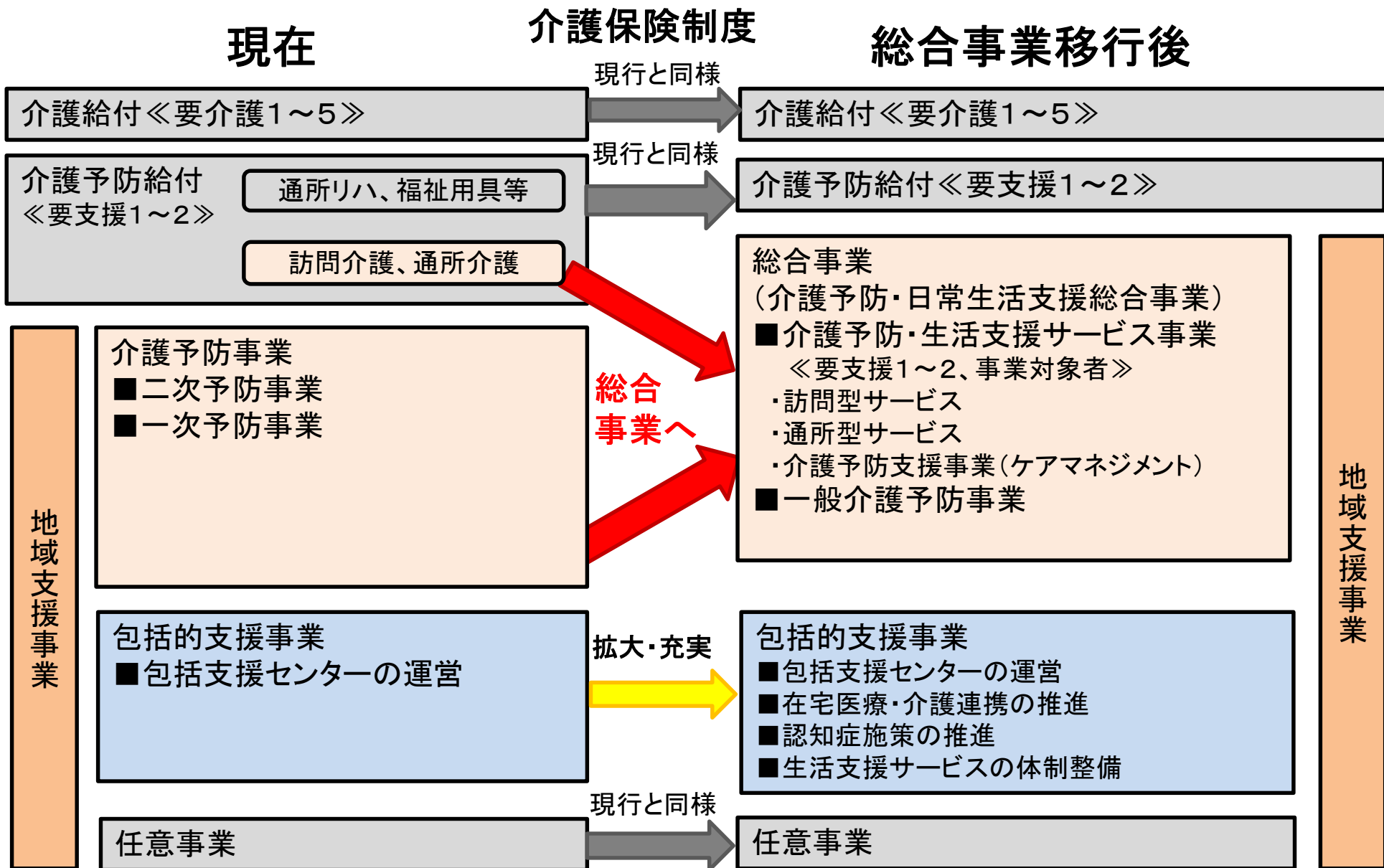
多様な生活支援
ニーズへの対応

支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、地域との繋がりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上を図る。

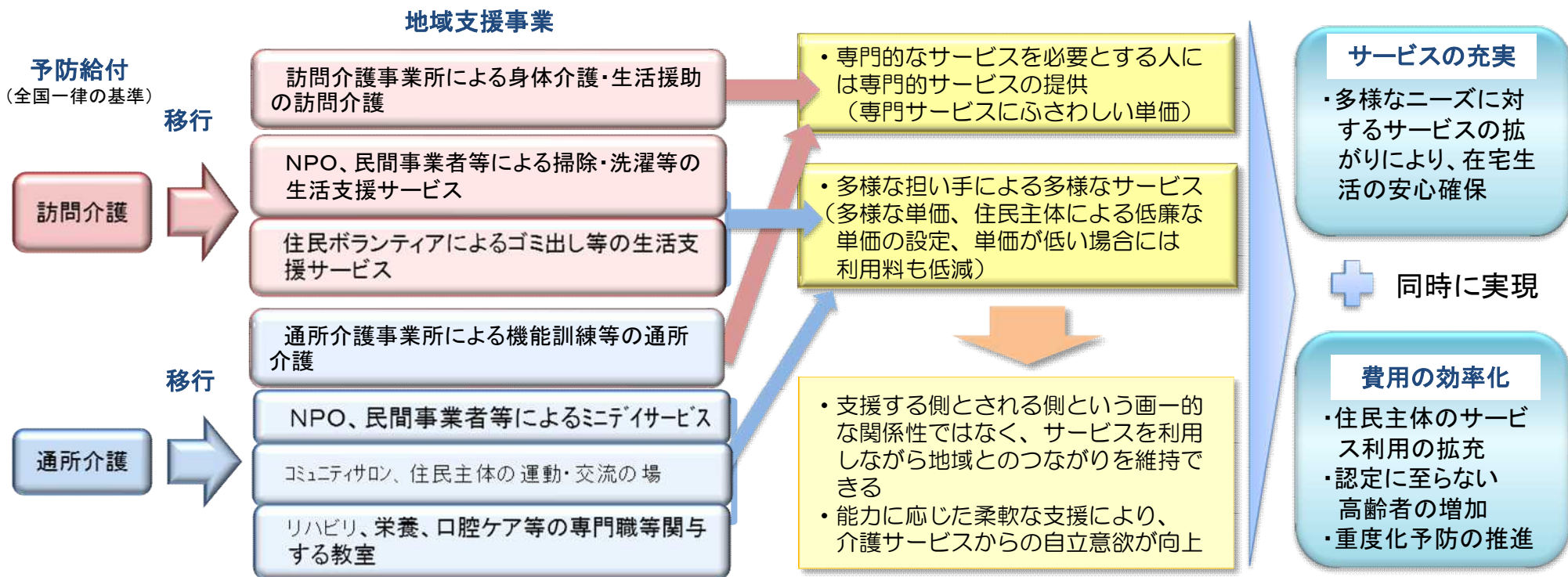
予防給付として提供されている全国一律の
介護予防訪問介護
介護予防通所介護

を市町村が実施する**新しい総合事業**へ移行

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の概要



介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の概要



<地域支援事業の充実>



①生活支援・介護予防の充実

- ・住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動の推進
- ・元気な時からの切れ目ない介護予防の継続
- ・リハビリテーション専門職等の関与による介護予防の取組
- ・見守り等生活支援の担い手として、生きがいと役割づくりによる互助の推進

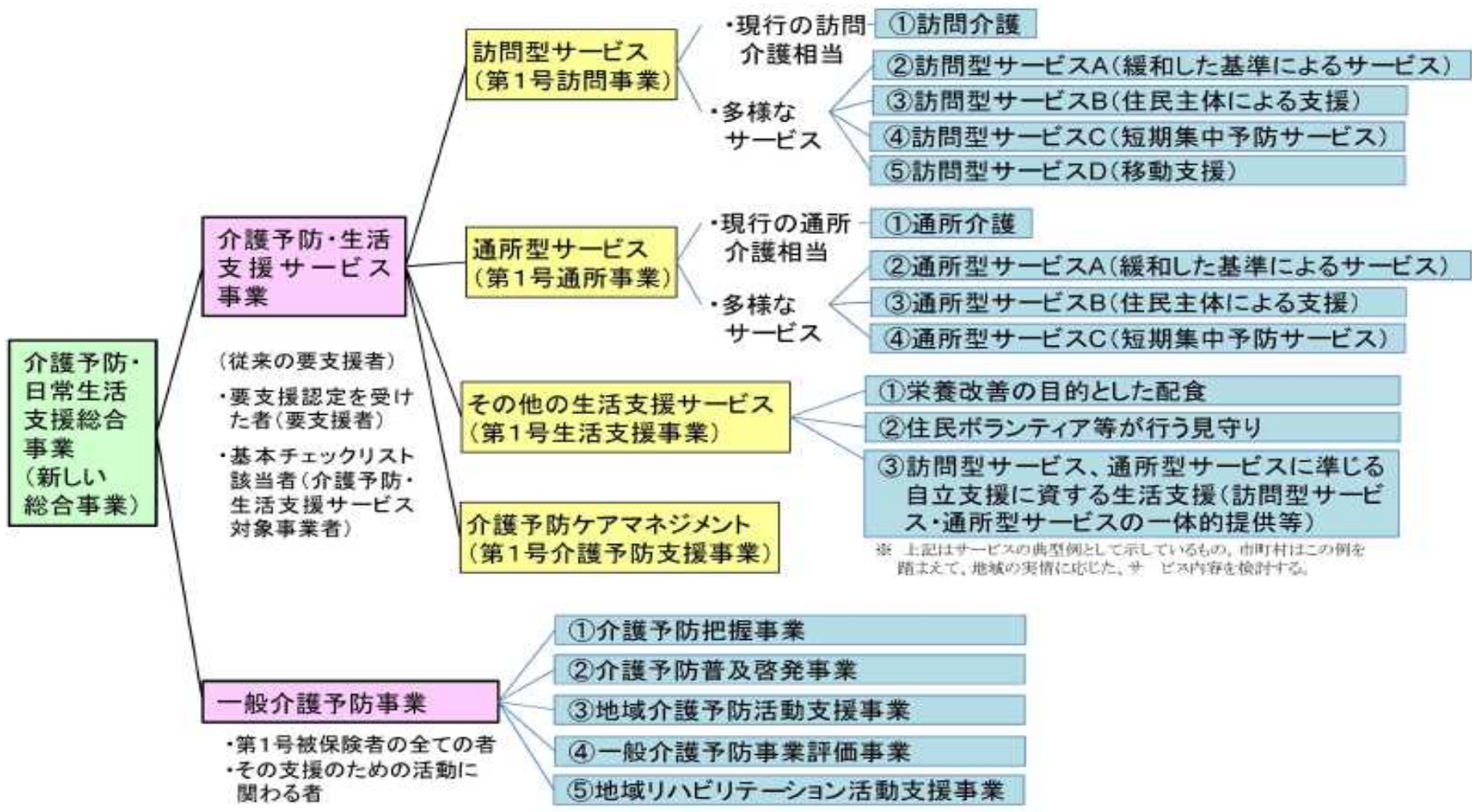
②在宅医療・
介護連携の推進

③認知症施策
の推進

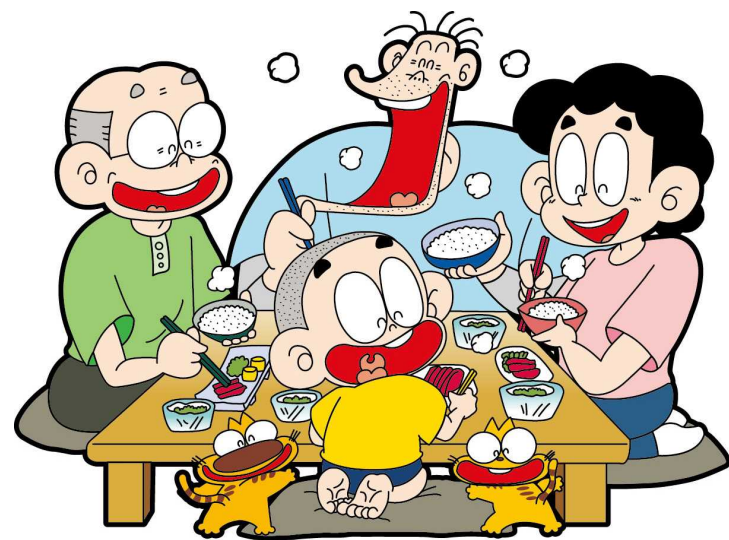
④地域ケア会議
の推進

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の概要(厚労省ガイドラインによる構成例)

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

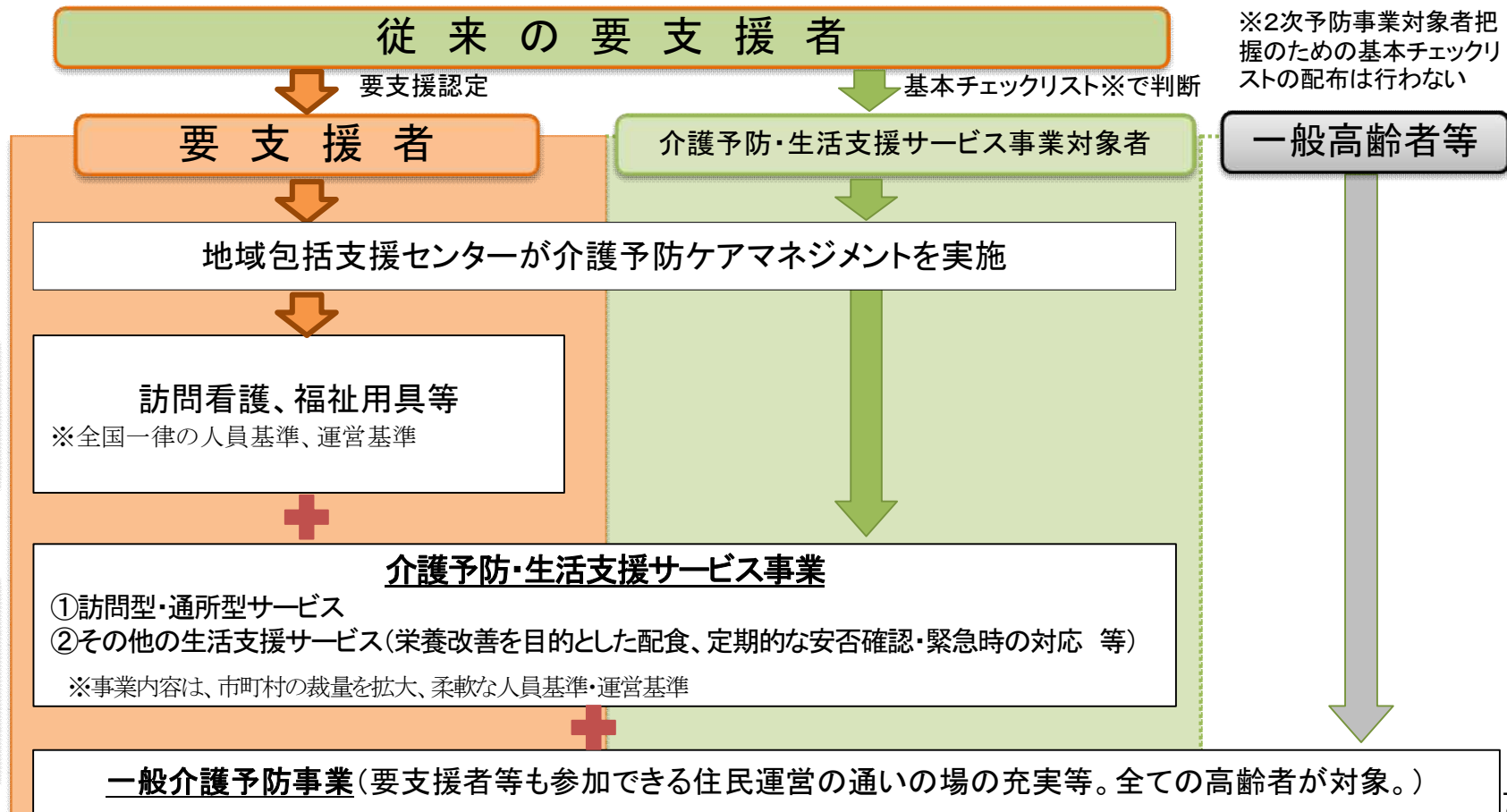


介護サービス利用の手続き



総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。

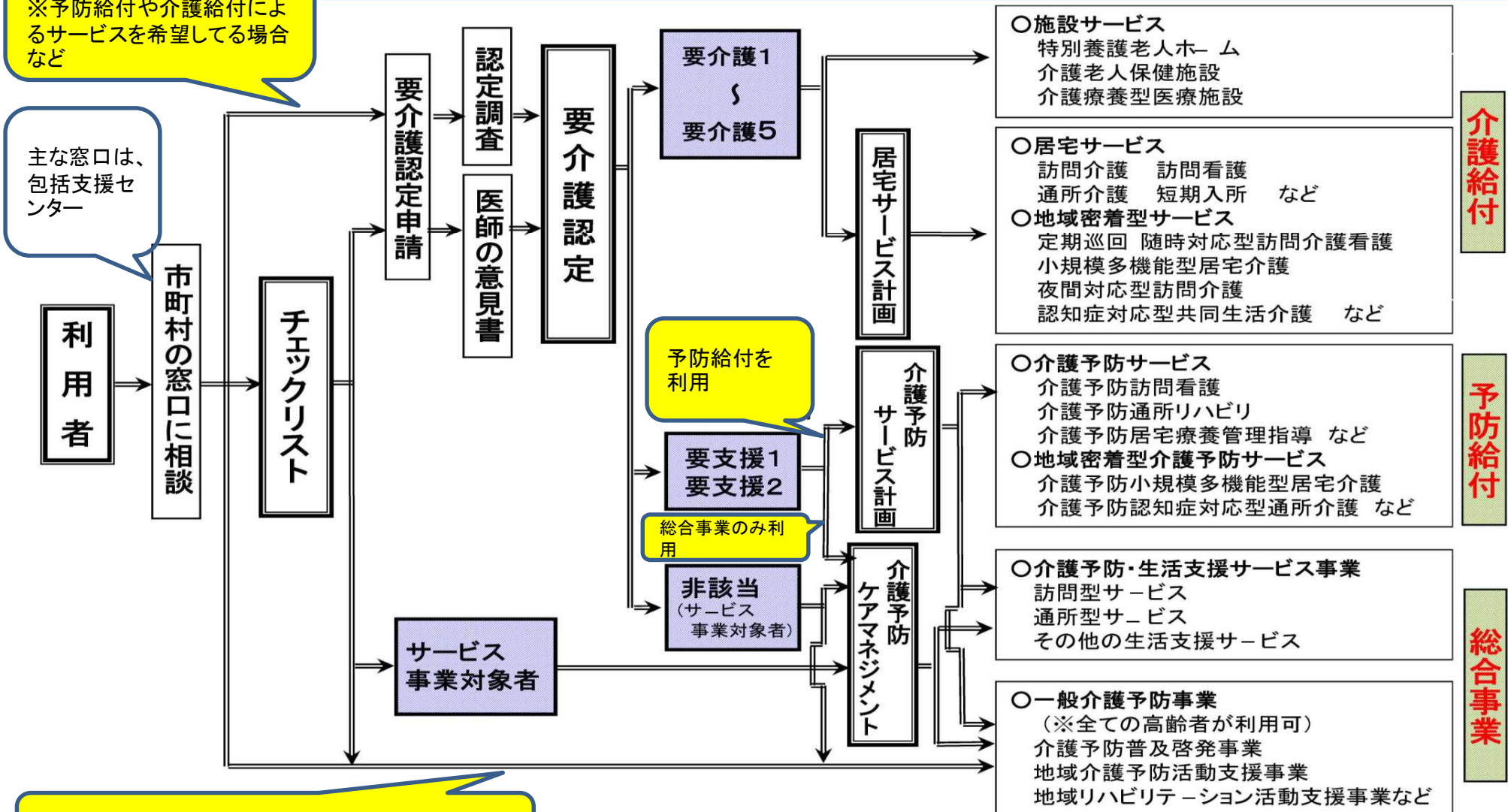


介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の概要

【参考】介護サービスの利用の手続き

※明らかに要介護認定が必要な場合
 ※予防給付や介護給付によるサービスを希望してる場合など

主な窓口は、
 包括支援センター



※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合

介護給付

予防給付

総合事業